## べにずわいがにかご漁業の許可等の取扱方針

昭和54年 9月11日 制 定
"55年 9月 4日 一部改正
"58年12月20日 一部改正
"62年 3月25日 一部改正
平成 元年 4月28日 一部改正
"2年 4月11日 一部改正
"9年 3月25日 一部改正
"9年 3月25日 一部改正

### (目的)

第1 この方針は、日本海(この場合における日本海とは、北海道茂津多岬突端から正西 (真方位。)の線、北緯40度30分(北緯40度30分9秒)以北の東経138度 (東経137度59分48秒)の線、北緯40度30分(北緯40度30分9秒) 東経138度(東経137度59分48秒)の点と北緯37度30分(北緯37度 30分10秒)、東経135度(東経134度59分50秒)の点を結ぶ線、北緯 37度30分(北緯37度30分10秒)、東経135度(東経134度59分50 秒)の点と北緯37度30分(北緯37度30分10秒)、東経134度(東経133 度59分50秒)の点を結ぶ線及び北緯37度30分(北緯37度30分10秒)、 東経134度(東経133度59分50秒)の点と北緯36度(北緯36度0分11 秒)、東経134度(東経133度59分50秒)の点を結ぶ線以東の海域(以下、 「B海域」という。)をいう。)における青森県沖合海域で、この漁業を営む者の許可 等について必要な事項を定める。

緯度経度表示は、日本測地系による。括弧内については世界測地系表示。

#### (許可の申請)

- 第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。
  - 1、青森県ベニズワイ籠協議会長の副申書
  - 2、使用漁具図(構造、寸法等を明確にしたもの)
  - 3、所属漁業協同組合長の副申書
  - 4、事業計画書、年間操業計画書
  - 5、誓約書
  - 6、その他知事が必要と認める書類

#### (操業区域)

第3 操業区域は、北緯40度30分(北緯40度30分9秒)以北の東経138度(東経137度59分48秒)の線と北緯40度30分(北緯40度30分9秒)東経138度(東経137度59分48秒)の点、北緯37度30分(北緯37度30分10秒)東経135度(東経134度59分50秒)の点とを結んだ線以東の日本海における青森県沖合海域とする。ただし、水深800メートル以浅の海域を除く。緯度経度表示は、日本測地系による。括弧内については世界測地系表示。

## (許可の対象者)

- 第4 許可の対象者は、次の各号に該当する者とする。
  - 1、西津軽郡又は、北津軽郡に住所を有する者。
  - 2、前年度において当該漁業の許可を受けて誠実に操業した者。

## (許可の隻数)

第5 許可等の隻数は、3隻以内とする。

## (許可等の対象漁船)

- 第6 許可等の対象漁船は、次の各号に該当するものとする。
  - 1、西津軽郡又は、北津軽郡に根拠地を有し、本県知事の登録を有するもの。
  - 2、旧トン数適用漁船については、総トン数100トン未満のもの。
  - 3、新トン数適用漁船については、次のとおりとする。
    - ア 新造船については、総トン数100トン未満のもの。
    - イ 旧トン数適用漁船を改造して新トン数適用漁船とした漁船を当該漁業に使用する場合は、総トン数128トン未満のもの。
  - 4 原則として自己所有船とする。

#### (操業期間及び許可期間)

第7 操業期間は、3月1日から12月31日までとし、許可期間は、1年以内とする。 ただし、3月1日から4月30日までの間の操業にあっては、中型さけ・ます流し 網漁業の操業区域(農林水産省告示第1569号)を除く。

### (許可をしない場合等)

第8 この漁業の違反で処分を受けた者、又はその者と共同で申請した場合は、許可しないことがある。

#### (制限又は条件)

- 第9 許可にあたっては、次の制限又は条件をつける。
  - 1、使用するかご数は、5連以内でかつ600箇以内とする。
  - 2、かご網の目合は、18センチメートル以上とすること。
  - 3、漁具の標識は、一連ごとに方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、ボンデン竿の中央より下部に横13センチメートル、縦18センチメートル以上の大きさの木札を付し、旗及び木札には上から順に県名、許可番号、連番号、船各及び氏名並びに漁船登録番号を明記すること。

又、夜間にあっては、電燈その他の照明装置付浮標(ブイ)を設置し、発光させなければならない。

- 4、音波浮上式浮標(ブイ)は、使用してはならない。
- 5、漁獲物は、根拠地以外の港に陸揚げしてはならない。
- 6、漁獲物は、根拠地の水場機関に水揚げし、検量を受けなければならない。
- 7、操業報告書は、別途定める様式により毎月の分を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

## 附 則

- 1、この方針は、昭和55年9月4日から施行する。
- 2、べにずわいかご漁業の企業化試験許可方針(以下「旧方針」という。)は廃止する。
- 3、旧方針の規定に基づいてした許可を有するものは、この方針の規定に基づいてした ものとみなす。ただし、旧方針第7号第1項第2号(使用するかご数)及び第6号の 規定(漁獲報告)は従前通りとする。

## 附 則

この方針は、昭和58年12月20日から施行する。ただし、方針第9号第1項第3号(かご網の目合)の規定は、昭和59年7月1日から施行する。

## 附 則

この方針は、昭和62年3月25日から施行する。

## 附 則

この方針は、平成元年4月28日から施行する。

#### 附 則

この方針は、平成2年4月11日から施行する。

## 附 則

この方針は、平成9年3月25日から施行する。

# 附 則

この方針は、平成9年12月9日から施行する。